**家電製品等の設置に伴い電気工事の作業を行う際の留意点**

「電気工事士法」及び「電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下『電気工事業法』）」において、電気工事士免状の交付を受けている者でなければ※電気工事の作業に従事してはならないこと、電気工事業を営むためには電気工事業者登録(又は届出)の手続を行わなければならないことが規定されています。

　しかしながら、電気工事士免状の交付を受けていない者が電気工事の作業を行っていたり、登録電気工事業者等でない業者が電気工事を請け負っていたりする実態が見受けられます。

　無資格者等に電気工事の作業を行わせることは、法令に違反するだけでなく、不適切な工事が行われることにより事故・災害が発生する恐れがあり、非常に危険です。

　なお、エアコン設置工事については、別紙のとおり平成20年12月３日付けで[経済産業省から通達](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2008/files/081203-2-2.pdf)がなされていますので、こちらもご覧ください。

１.　電気工事ができる者について（電気工事士法第３条第１項、第２項参照）

第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けているものでなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事できません。

　　一般用電気工作物…600Ｖ以下の電圧で受電し、その受電場所と同一の構内で電気を使用する電気工作物。一般家屋、商店等に設置される電気工作物が該当します。

２.　電気工事業者登録(届出)について（電気工事業法第３条第１項、第34条第２項及び４項参照）

　　電気工事業を営もうとする者は、経済産業省又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。建設業者が電気工事業を営む場合は、登録電気工事業者とみなされますが、この場合、電気工事業を開始した旨を届け出なければなりません。

※「電気工事」とは（電気工事士法第２条第３項、電気工事業法第２条１項参照）

　　電気工事士法においては、「電気工事」とは一般電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。（政令で定める※※軽微な工事は除きます。）

　　電気工事業法においては、電気工事士法に規定する電気工事のうち、家庭用電気器具の販売業者がその販売行為に付随して自ら行う定型的かつ軽易な工事を除いたものをいいます。

※※「軽微な工事」とは（電気工事士法施行令第１条）

一.　電圧600V以下で使用する差込式接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

1. 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く、以下同じ）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ）をねじ止めする工事
2. 電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制御器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　次ページにつづく

1. 電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36V以下のものに限る。）の二次側の配線工事
2. 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
3. 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

問い合わせ先

　　神奈川県湘南地域県政総合センター　環境部環境保全課

　〒254-0073　平塚市西八幡１－３－１

　　電話　　0463－22－2711（内線2243）

　　ﾌｧｸｼﾐﾘ　0463－24－3608